

修正後	修正前																
<p>(4) 平成26年改正法に伴う経過措置 平成27年4月1日から支給地域の見直しがなされ、支給地域に該当しないこととなる地域及び指定官署が解除される官署に係る支給額については、経過措置が設けられている。</p> <p>ア 対象職員 基準日において特定旧寒冷地等在勤職員（支給地域の指定が解除される地域に在勤する職員及び指定官署が解除される官署に在勤し、かつ、内閣総理大臣が定めていた区域に居住する職員）である者のうち、改正日の前日から基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等在勤等職員であったもの等</p> <p>イ 各基準日における支給額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基準日</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年11月から平成28年3月まで</td> <td><u>みなし寒冷地手当額</u>を支給</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月から平成29年3月まで</td> <td><u>みなし寒冷地手当額</u>が6,000円を超える場合は、<u>当該額</u>から6,000円を減じた額</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月から平成30年3月まで</td> <td><u>みなし寒冷地手当額</u>が12,000円を超える場合は、<u>当該額</u>から12,000円を減じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※みなし寒冷地手当額：地域の区分を4級地と、当該者の平成27年3月31日以降における世帯等の区分のうち4級地の寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分を世帯等の区分と、それぞれみなした場合の寒冷地手当の額 (注1) 例えば、改正日の前日の世帯等の区分が「その他の職員」であった職員が、その後「扶養親族のある職員」の区分に該当することとなった場合には、みなし寒冷地手当額においては、世帯等の区分は変更せず「その他の職員」の区分を適用することとなる。 (注2) 特定旧寒冷地等在勤等職員は、改正前の4級地に在勤していた職員に限られる。</p>	基準日	支給額	平成27年11月から平成28年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> を支給	平成28年11月から平成29年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> が6,000円を超える場合は、 <u>当該額</u> から6,000円を減じた額	平成29年11月から平成30年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> が12,000円を超える場合は、 <u>当該額</u> から12,000円を減じた額	<p>(4) 平成26年改正法に伴う経過措置 平成27年4月1日から支給地域の見直しがなされ、支給地域に該当しないこととなる地域及び指定官署が解除される官署に係る支給額については、経過措置が設けられている。</p> <p>ア 対象 <u>支給地域の指定が解除される地域及び指定官署が解除される官署に改正日の前日から引き続き勤務する職員等</u></p> <p>イ みなし寒冷地手当額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">基準日</th> <th style="text-align: center;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年11月から平成28年3月まで</td> <td><u>見直し前の支給額</u>を据え置いて支給</td> </tr> <tr> <td>平成28年11月から平成29年3月まで</td> <td><u>見直し前の支給額</u>が6,000円を超える場合は、<u>当該支給額</u>から6,000円を減じた額</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月から平成30年3月まで</td> <td><u>見直し前の支給額</u>が12,000円を超える場合は、<u>当該支給額</u>から12,000円を減じた額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※みなし寒冷地手当額：地域の区分を4級地と、当該者の平成27年3月31日以降における世帯等の区分のうち4級地の寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分を世帯等の区分と、それぞれみなした場合の寒冷地手当の額</p>	基準日	支給額	平成27年11月から平成28年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> を据え置いて支給	平成28年11月から平成29年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> が6,000円を超える場合は、 <u>当該支給額</u> から6,000円を減じた額	平成29年11月から平成30年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> が12,000円を超える場合は、 <u>当該支給額</u> から12,000円を減じた額
基準日	支給額																
平成27年11月から平成28年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> を支給																
平成28年11月から平成29年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> が6,000円を超える場合は、 <u>当該額</u> から6,000円を減じた額																
平成29年11月から平成30年3月まで	<u>みなし寒冷地手当額</u> が12,000円を超える場合は、 <u>当該額</u> から12,000円を減じた額																
基準日	支給額																
平成27年11月から平成28年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> を据え置いて支給																
平成28年11月から平成29年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> が6,000円を超える場合は、 <u>当該支給額</u> から6,000円を減じた額																
平成29年11月から平成30年3月まで	<u>見直し前の支給額</u> が12,000円を超える場合は、 <u>当該支給額</u> から12,000円を減じた額																

よりわかりやすい表現に修正いたしました。なお、「平成27年版 国家公務員の給与」についても同様となります。

平成28年11月2日

一般財団法人公務人材開発協会 人事行政研究所